

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
神戸ポートアイランド(第2期)地区荷さばき地改良工事に伴うヤード整備用地一時使用料一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長 久米 英輝 神戸港湾事務所 神戸市中央区小野浜町7番30号	H29. 4. 3	神戸市長 久元 喜造 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	-	会計法第29条の3第4項 当所が求める条件に見合う場所がない。	1,703,771	1,703,771	100.00%	-	
職員詰所賃貸借(二見)一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長 久米 英輝 神戸港湾事務所 神戸市中央区小野浜町7番30号	H29. 4. 6	個人	-	会計法第29条の3第4項 当所が求める条件に見合う場所がない。	1,066,000	1,066,000	100.00%	-	
神戸ポートアイランド(第2期)地区荷さばき地改良工事に伴う作業用地一時使用料一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長 久米 英輝 神戸港湾事務所 神戸市中央区小野浜町7番30号	H29. 5. 26	神戸市長 久元 喜造 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	-	会計法第29条の3第4項 当所が求める条件に見合う場所がない。	43,778,106	43,778,106	100.00%	-	
神戸ポートアイランド(第2期)地区航路(-16m)等附帯施設築造工事(第2工区)に伴う作業用地使用料一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長 久米 英輝 神戸港湾事務所 神戸市中央区小野浜町7番30号	H29. 7. 7	神戸市長 久元 喜造 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	-	会計法第29条の3第4項 当所が求める条件に見合う場所がない。	1,079,325	1,079,325	100.00%	-	
神戸ポートアイランド(第2期)地区航路(-16m)等附帯施設築造工事(第5工区)に伴う作業用地使用料一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長 久米 英輝 神戸港湾事務所 神戸市中央区小野浜町7番30号	H29. 9. 12	神戸市長 久元 喜造 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	-	会計法第29条の3第4項 当所が求める条件に見合う場所がない。	1,007,370	1,007,370	100.00%	-	
神戸ポートアイランド(第2期)地区航路(-16m)第六南防波堤撤去工事に伴う作業用地使用料一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長 久米 英輝 神戸港湾事務所 神戸市中央区小野浜町7番30号	H29. 9. 12	神戸市長 久元 喜造 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	-	会計法第29条の3第4項 当所が求める条件に見合う場所がない。	14,723,100	14,723,100	100.00%	-	
工事支障物搬出業務一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長 久米 英輝 神戸港湾事務所 神戸市中央区小野浜町7番30号	H29. 10. 20	株式会社上組港湾事業本部 神戸市中央区浜辺通4-1-11	6140001006951	会計法第29条の3第4項 本件は、神戸ポートアイランド（第2期）地区荷さばき地改良工事（以下、「工事」という。）の施工にあたって支障となる資機材（コンテナ）の移設を行うものである。 工事の施工範囲は従前より株式会社上組が借り受け荷役を行っており、施工にあたっては支障となるコンテナを事前に搬出する必要がある。 搬出の対象物は株式会社上組が取り扱う貨物であり、各コンテナの今後の積み卸し予定等を把握し、以降の荷役に支障がないよう作業を行えるのは株式会社上組において他にない。	1,449,424	1,449,424	100.00%	-	